

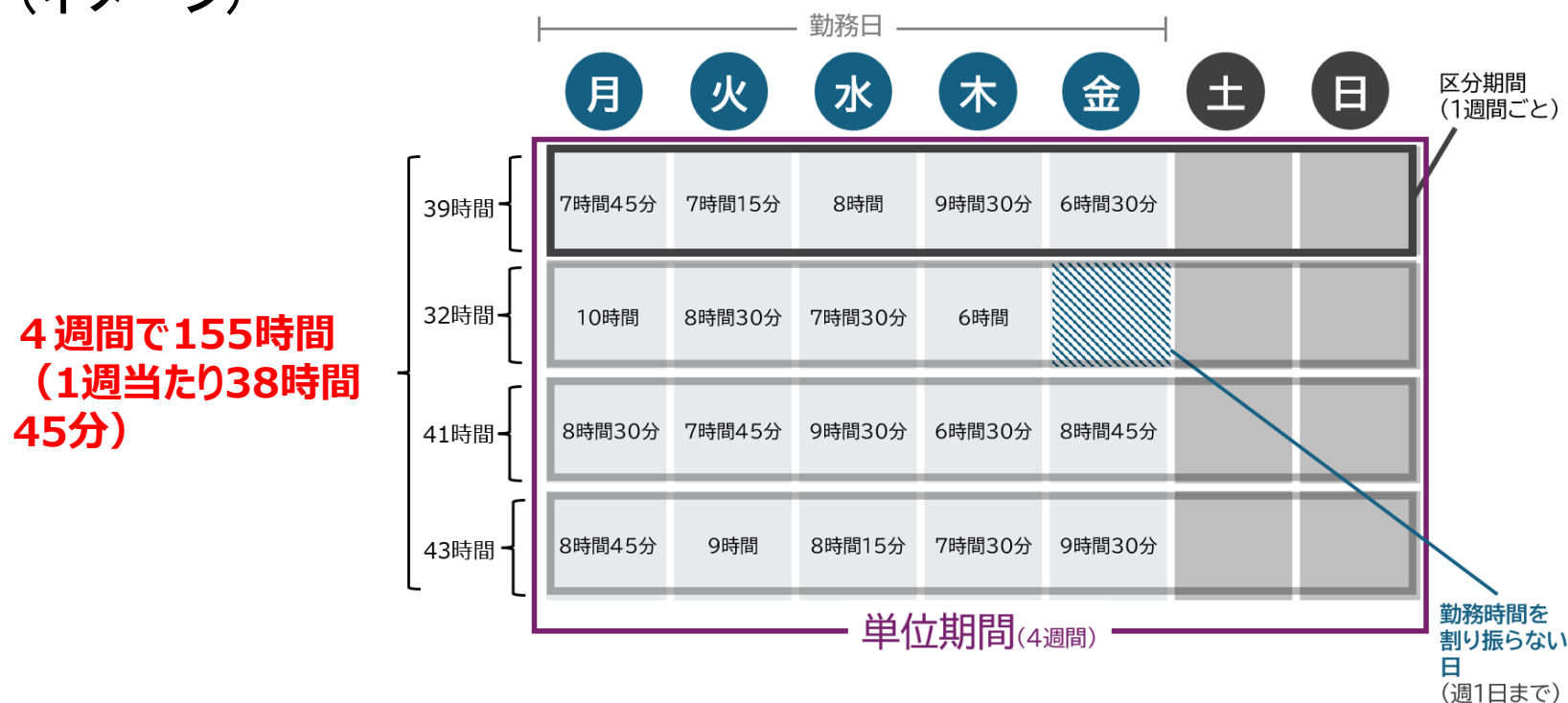
フレックスタイム制

フレックスタイム制 … 公務の運営に支障がないと認める範囲で、始業及び終業の時刻について職員の**申告を考慮して、単位期間ごとの期間につき** 1 週間当たり**38時間45分（4週間で155時間）**となるように当該職員の勤務時間を割り振る制度

原則として**全ての職員**が対象（以下の職員は対象外）

- ・ 交替制等勤務職員（勤務時間法第7条の規定により勤務時間を割り振られる職員）
- ・ 皇宮警察学校初任科、航空保安大学校又は気象大学校の学生

（イメージ）



フレックスタイム制

職員の類型 基準等		職員(右記以外)	【参考】定年前再任用短時間勤務職員	【参考】育児短時間勤務職員
1日の最短勤務時間数 (特例対象日を除く)		2～4時間で各省各庁の長が定める時間	2～4時間で各省各庁の長が定める時間 (※1)	2時間
コアタイム (特例対象日を除く)	日数	毎日 ＜研究業務に従事する職員等(※2)は1日以上とすることも可＞	毎日 (※1)	規定なし
	時間数	2～4時間で各省各庁の長が定める時間	2～4時間で各省各庁の長が定める時間	
	時間帯	9～16時の間に設定	9～16時の間に設定	
フレキシブルタイム		5時～22時	5時～22時	5時～22時
週休日等		週休日(土日) + 勤務時間を割り振らない日(週1日)の設定も可	週休日(土日+追加可(上限なし)) + 勤務時間を割り振らない日(週1日)の設定も可	週休日(土日+週2日追加が可)
単位期間		4週間(※3) ＜育児介護等職員は1～4週間＞	4週間(※3) ＜育児介護等職員は1～4週間＞	4週間(※3、※4)
休日等(※5)に 割り振る勤務時間		7時間45分	単位期間ごとの勤務時間を 当該期間における勤務日の日数で 除して得た時間	規定なし(※6)

※1 7時間45分未満を割り振ろうとする日は、当該定年前再任用短時間勤務職員等の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して
公務の運営に必要と認められる範囲内に限ってこれによらないこともできる

※2 試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員

※3 単位期間の特例により、同じ機関・部局の職員の単位期間の末日、離職する日までの1週間、2週間又は3週間とすることができる

※4 単位期間の特例により、育児短時間勤務の期間の初日から4週間ごとに区分したときの最後の4週間未満の期間について1週間、2週間又は3週間とすることができる

※5 休日、日を単位として出張する日、勤務時間法第10条適用対象の研修を受ける日、休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日

※6 一般的には、定年前再任用短時間勤務職員の取扱いと同様に、当該職員の1日の平均的な勤務時間(単位期間ごとの勤務時間数を当該期間における勤務日の日数で除して得た時間)が
割り振られることとなると考えられる